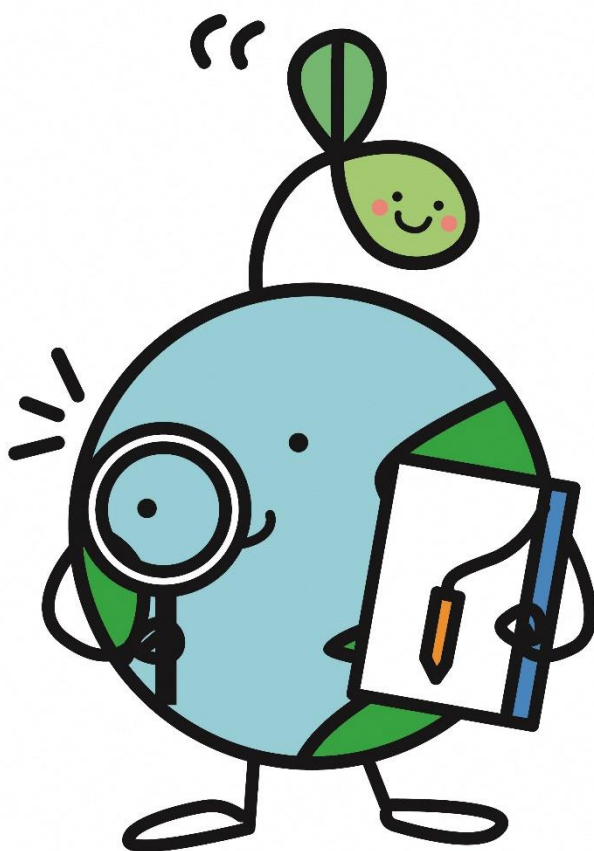


ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金
募集案内（令和4年度）



福島県生活環境部環境共生課

令和4年5月

目次

1	事業の目的	2
2	応募期限等	2
3	事業の対象者	3
4	補助金の交付対象事業	3
5	補助対象経費等	4
6	補助額	6
7	補助事業の期間	6
8	事業の流れ	7
9	応募までのステップ！！（事業の着手から交付決定まで①～⑤）	7
	①事業の着手	7
	②エントリーシートの提出	7
	③交付予定者抽選会の実施、当選者の通知	8
	④交付申請	9
	⑤交付決定	10
10	いよいよ事業実施！！（事業の着手から補助金の交付まで⑥～⑫）	10
	⑥・⑦事業の執行状況報告	10
	⑧事業の完了報告	10
	⑨～⑪事業実績の確認及び額の確定	11
	⑫補助金の支払い	11
11	事業の実施後の留意事項	11
	(1) 財産の管理等	11
	(2) 会計帳簿の整備等	11
	(3) 事業効果の発信	12
	(4) アンケート調査等への協力	12
12	事業に関する問い合わせ・応募先	12

ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を確認してください。

1 事業の目的

福島県内にネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（以下、「ZEH」という。）を新築する方等を支援することを目的としています。

2 応募期限等

ネット・ゼロ・エネルギーハウス（ZEH）推進事業補助金の応募は、ZEH 補助金交付予定者抽選会申請書（ZEH エントリーシート）を最寄りの一般財団法人ふくしま建築住宅センター（以下、「センター」という。）各事務所に提出していただき、事前に審査を受けた方が正式な抽選会申請者となります。

抽選会の日程は「8 事業の流れ」をご覧ください。なお、応募が募集枠を超えない場合は、抽選会を行いません。

【ZEH エントリーシート提出期限】

ZEH エントリーシートの応募期間は令和 4 年 6 月 1 日～7 月 29 日までの間で、最寄りのセンター各事務所にて郵送又は持参で受け付けます。

令和 4 年 7 月 29 日（金） 16：00 まで（必着）

【最寄りのセンター各事務所のご案内】

事業所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町 4-25 福島県建設センター 1 階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目 10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町 4-18 いわき建設会館 3 階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目 1-17	0242-38-3611

【提出方法】

郵送又は持参

詳細は、「9 応募までのステップ！！」をご覧ください。

3 事業の対象者

次の（１）～（３）全てに該当する者。

- （１） 補助金対象事業の住宅の所有者若しくは所有予定者又は建築主
- （２） 県税について滞納がない者
- （３） 補助金の交付申請年度又はその前年度における都道府県民税の所得割額が172,600円以下である生計維持者の世帯の者

【解説】

- 1 「生計維持者」とは、住民票上の世帯主をいいます。ただし、世帯主以外の住民票に記載された世帯構成員の収入が世帯主より多く、その者の収入によって生計が維持されている場合には、その者を生計維持者とします。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者は交付対象者にはなりません。
 - （１） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
 - （２） 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - （３） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - （４） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - （５） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - （６） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

4 補助金の交付対象事業

補助金の対象となる事業は、次の（１）、（２）のいずれかに該当する事業です。

- （１） 県内においてZEH（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を新築する事業
- （２） 県内において新築住宅のZEH（交付申請者が常時居住する住宅に限る）を購入する事業

【解説】

- 1 「ZEH」とは、建築物省エネルギー性能表示制度におけるBELS評価機関からZEHマークの交付を受けた一戸建て住宅（住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上の併用住宅も含む。）で、次（１）～（３）に掲げる基準を全て満たすものをいいます。
 - （１） 太陽光発電システム等の再生可能エネルギー発電設備が導入されていること（当該敷地内に設置されているものに限る。）。
 - （２） 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。
 - （３） 設計一次エネルギー消費量が、再生可能エネルギー等による一次エネルギー消費量削減量を含めて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。

※Nearly ZEH、ZEH Oriented は、補助対象となりませんので、ご注意ください。
 ※太陽光発電システム等において、売電を行う場合は余剰買取方式に限ります。〈全量買取方式は認めません〉

5 補助対象経費等

補助金の対象となる経費・補助率は、次に掲げる経費です。

設備等の種類			補助対象経費	申請内容		補助率
				本事業のみ	国補助併用※	
高断熱外皮			建築材料の購入及び工事に要する経費 ・外壁、外気に接する天井、屋根、最下階の床、基準等に用いる断熱材及び、窓・ガラス等の開口部材	○	×	1/2
			・構造材（柱、梁、筋違、構造ボード）、内装ボード、仕上げ材（内装、外装）	×	×	
断熱仕様のドア （内部に設けるものを除く）			設備の購入及び工事に要する経費	○	○	
浴室ユニット			設備の購入及び工事に要する経費 ※浴室ユニットの壁・天井に断熱材を施したものに限り	○	○	
空調設備			設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
給湯設備 （エコキュート、エコジョーズ、太陽熱利用システム等）			設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
省エネルギー設備	換気設備	24時間	設備の購入及び工事に要する経費	○	×	
		24時間以外	設備の購入及び工事に要する経費	○	○	
	照明設備	LED照明	設備の購入及び工事に要する経費 ※人感センサー、明るさセンサー、初期照度補正機能のいずれかを搭載するLED照明に限る	○	○	
エネルギー計測装置 （HEMS）			設備の購入及び工事に要する経費 ※リースのものを除く ※月額使用料を除く ※別に定める要件を満たすものに限る。	○	○	

（凡例 ○：補助対象経費 ×：補助対象外経費）

※国補助併用（国補助事業との併用）については、対象となる事業を限定しています。
 詳しくは「12 他の補助事業との併用について」をご覧ください。

【解説】

- 1 補助対象経費に補助率を乗じた金額が40万円を下回る場合は、補助対象となりません。
- 2 国補助金を併用する場合、国補助金において補助対象となっている設備等については申請することができません。
- 3 高断熱外皮、断熱仕様のドアについては、BELS 評価書において外皮の断熱性能が ZEH 基準を満たしていると判断された場合、補助対象となります。
- 4 浴室ユニットは、浴室ユニットの壁・天井に断熱材を施したもののみが補助対象となります。
- 5 空調設備、給湯設備及び換気設備は、エネルギー消費性能計算プログラム（Web プログラム）において計算できる暖房設備及び冷房設備が補助対象となります。
- 6 エネルギー計測装置（HEMS）は、以下の要件を全て満たすもののみが補助対象となります。

(1) 機器要件

ア 一般社団法人エコーネットコンソーシアムが定める「ECHONET Lite」規格の認証登録番号を取得しているコントローラであること。

※ APPENDIX ECHONET 機器オブジェクト詳細規定の Release バージョンについては問いません。

イ 1 台で住宅一棟の全エネルギーを計測できるよう設置すること。

ウ 計測されたデータの表示ができること。

(2) 計測ポイントの要件

計測ポイントは以下の「エネルギー計測要件一覧表」の必須要件を満たすこと。

■ エネルギー計測要件一覧表

機能区分	計測項目	必須要件
太陽光発電システム	発電量	●
	売電量※1	●
電力量の計測・取得※2	系統からの買電量	●
	住宅全体の電力使用量	●
	暖冷房設備の電力使用量※3	○
	ヒートポンプ式給湯設備（エコキュート等）の電力使用量	○
	ガスコージェネレーションシステム（エコファーム等）の発電量	○
	照明設備の電力使用量	-
	換気設備の電力使用量	-
蓄電システムの利用状況	充電力量	○
	放電力量	○
電気自動車を活用した充電設備（プラグインハイブリッド車を含む）	放電力量	○
電気自動車を活用した充放電設備	充電力量	○

(プラグインハイブリッド車を含む)	放電力量	○
使用電力 計測・取得間隔※4	1時間以内	●
データ蓄積機関※5※6	1時間以内の単位 1か月以上	●
	1日以内の単位 13か月以上	●

凡例 ●：必須項目 ○計測対象設備設置の場合は必須

※1 太陽光発電システムとガスコージェネレーションシステムによるダブル売電の場合は、太陽光発電システムの売電量とガスコージェネレーションシステムの売電量の合算値でも可とします。

※2 積算消費電力量 (Wh)。

※3 「主たる居室」に設置する暖冷房設備の電力量を計測できること。

※4 積算消費電力量 (Wh) の計測又は取得間隔。

※5 HEMSにより計測した所定時間単位の積算消費電力量データをHEMSコントローラ、あるいは関連する外部設備に蓄積し続けることができる期間。

※6 セキュリティ対策として、蓄積したデータの保護・保全ができること。

6 補助額

補助額は**定額40万円**です。

7 補助事業の期間

補助事業の着手から完了までを事業期間といいます。原則として、**補助金交付申請年度内に完了**するよう計画してください。

【解説】

1 「補助事業の着手」とは、次に掲げる事項のいずれかのことをいいます。

- (1) 新築住宅を建設する事業の場合は、当該住宅の工事請負契約の締結
- (2) 新築住宅を購入する事業の場合は、当該住宅の売買契約の締結

2 「補助事業の完了」とは、次に掲げる事項を全て完了した時期をいう。

- (1) 補助金対象設備が設置された住宅の検査済証（建築基準法第7条又は第7条の2に定めるもの）又は瑕疵担保履行法付保険証書（建築確認が不要な住宅に限る。）の交付
- (2) 補助金対象設備が設置された住宅の引渡し
- (3) 補助金対象設備が設置された住宅の代金の支払い

3 対象事業は、**補助金の交付申請年度に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。**

8 事業の流れ

〔事業実施年度〕

時期	センター		申請者
4月1日以降			※①事業の着手
6月1日～ 7月29日まで	募集 センター各事務所に7月 29日 16:00 まで必着 (それ以降は無効です)	←	②ZEH エントリーシートの提出
8月2日(予定)	③交付予定者抽選会の実 施、当選者の通知	→	
8月4日・5日(予 定)	④補助金交付申請手続き 説明会		参加は自由です。
8月31日まで		←	⑤センターに補助金交付申請書の 提出(※添付書類に注意) 原則、8月31日までにセンタ ーで交付申請受付がされない場 合は当選の権利を失います。
9月下旬頃	⑥補助金の交付決定	→	
別途指示のあった日	⑦執行状況の確認	←	⑧県の求めに応じて事業の執行状 況を報告
事業の完了から1カ 月以内又は令和5年 2月28日まで		←	⑨センターに事業の完了実績報告 書の提出(※添付書類に注意) 原則、期限までに完了実績報告 書が提出されない場合は補助金 交付決定者の権利を失います。
完了実績報告書の提 出後	⑨事業実績の確認 (書類、現地)	→	⑩検査対応
事業実績の確認後	⑪補助金の額の確定	→	
補助金の額の確定後	⑫補助金の支払い	→	

9 応募までのステップ!! (事業の着手から交付決定まで①～⑥)

①事業の着手

本補助金の対象となる事業は、**補助金の交付申請年度に着手し、又は着手するもので、交付申請時に完了していないものです。**

※ 県の補助金は、交付決定前に着手(交付申請と同じ年度内に限る)していても、申請が可能です。

②ZEH エントリーシートの提出

ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)推進事業補助金の応募は、ZEH 補助金交付予定者抽選会申請書(ZEH エントリーシート)を最寄りのセンター各事務所に提出し、事前に審査を受けた方が正式な抽選会申請者となります。

ZEH エントリーシートを提出したとしても全ての方が補助金の交付を受けられると

は限りませんので、ご注意ください。

抽選会の日程は「8 事業の流れ」をご覧ください。なお、応募が募集枠を超えない場合は、抽選会を行いません。

【ZEH エントリーシート提出期限】

ZEH エントリーシートの応募期間は令和4年6月1日～7月29日までの間で、最寄りのセンター各事務所に郵送又は持参で受け付けます。

令和4年7月29日（金）16：00まで（必着）です。

ア 提出書類

ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金交付予定者抽選会参加申込書

イ 提出部類 1部

ウ 提出先

最寄りの一般財団法人ふくしま建築住宅センター各事務所

事業所名	住所	連絡先
県北事務所	〒960-8061 福島市五月町4-25 福島県建設センター1階	024-573-0121
県中事務所	〒963-8851 郡山市開成五丁目10-5	024-995-5022
いわき事務所	〒970-8026 いわき市平字童子町4-18 いわき建設会館3階	0246-35-1050
会津事務所	〒965-0830 会津若松市西年貢二丁目1-17	0242-38-3611

エ 提出方法

郵送又は持参

- 郵送の場合、令和4年7月29日（金）16：00まで（必着）ですので、ご注意ください。
※ 提出先（一般財団法人ふくしま建築住宅センター各事務所）でZEH エントリーシートを受領したときに、抽選番号が記載されたZEH エントリーシート受付通知書を交付します。応募期限までに通知がない場合は、提出先に到達の確認をしてください。
- 持参の場合、各事務所の窓口開設時間は、平日の午前9時から午後4時までです。

③交付予定者抽選会の実施、当選者の通知

応募件数が募集件数を越えた場合、次のとおり抽選会を実施し、抽選により交付予定者の決定・通知を行います。抽選会の詳細はセンターがホームページでお知らせします。

ア 開催日：令和4年8月2日（予定）

- イ 開催場所：福島市内
- ウ 採択件数：30件
- エ 抽選方法：くじ引き
- ※ ZEH エントリーシートの受理時に、応募者の方に抽選番号を記載した ZEH エントリーシート受付通知書を交付します。
- ※ 選抽会は公開により実施し、参加は自由です。
- ※ くじを引くものは福島県とします。当選者の抽選番号をセンターのホームページで抽選会開催日に公表するとともに、当選者には当選通知書を郵送します。
- ※ 応募件数が募集件数に満たなかった場合、抽選会は実施しません。
- ※ 応募件数が募集件数に満たなかった場合、再度補助金交付予定者の募集を行います。この場合の実施方法は、センターホームページにおいて公表します。

④補助金交付申請手続き説明会

抽選により当選した方を対象に、センターが下記により説明会を開催します。参加は自由です。また、設計者、施工者等が代理で参加することも可能です。

説明会の開催日時及び会場は、センターがホームページでお知らせします。

⑤交付申請

抽選により当選した方は、下記により期限までにセンターに交付申請書を提出してください。

ア 提出書類

- (1) ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業補助金交付申請書（取扱要領様式第1号）
- (2) 添付書類

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター各事務所
(エントリーシートの提出先と同じ)

【添付書類一覧】

申請書には以下の書類を添え、センターへ添付してください。

- (1) 補助対象経費を確認できるもの（次のいずれか）
 - ・ 工事請負契約書及び工事内訳書（補助対象経費を確認できるもの）の写し（新築住宅の場合）
 - ・ 売買契約書及び売主が発注した工事の工事内訳書（補助対象経費を確認できるもの）の写し（建売住宅の場合）
- ※ 申請者が契約者となっているものに限る。
- (2) 住民票の写し
 - ※ 世帯全員が確認できるものに限る。
 - ※ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
 - ※ マイナンバー（個人番号）が記載されていないものに限る。

- (3) 生計維持者の課税・所得証明書
 - ※ 補助金の交付申請年度又はその前年度のものに限る。
 - 例) 令和4年度の申請の場合
令和4年度の課税・所得証明書（令和3年（1月～12月）の都道府県民税が記載されているもの）又は令和3年度の課税・所得証明書（令和2年（1月～12月）の都道府県民税が記載されているもの）
- (4) 県税に未納がないことの証明書
 - ※ 申請日時点で、発行日から3か月以内のものに限る。
- (5) 国補助金の交付申請書及び添付書類（実施計画書、建築図面等）の写し（国補助金を併用する場合）
- (6) 住宅の仕様明細書、建築図面（配置図、平面図、立面図等）（国補助金を併用しない場合）
- (7) 補助金を受ける代表者への委任状（補助金対象者が複数の者の場合）

【留意事項】

- 1 交付申請は、**令和4年8月31日（金）まで**となります。これを過ぎた場合には、補助金の対象とならない場合があります。

⑥交付決定

センターは、⑤の交付申請に基づき、補助事業者に対し、交付予定額、交付の条件等について記載した交付決定通知書を送付します。

10 いよいよ事業実施！！（事業の着手から補助金の交付まで⑦～⑬）

⑦・⑧事業の執行状況報告

補助事業者は、センターの求めに応じて事業の進捗状況について報告してください。

☆補助事業の計画変更

補助事業者は、事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合には、速やかにセンターに報告し、その指示に従ってください。

事業の変更に際しては、ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業変更交付申請書（取扱要領様式第3号）を提出してください。

⑨事業の完了報告

補助事業の完了後、下記により速やかにセンターに完了実績報告書を提出してください。

ア 提出書類

- (1) ネット・ゼロ・エネルギーハウス推進事業完了実績申請書（取扱要領様式第5号）
- (2) 添付書類

イ 提出方法

郵送又は持参

ウ 提出先

一般財団法人ふくしま建築住宅センター（エントリーシートの提出先と同じ）

【添付書類一覧】

完了実績報告書には以下の書類を添え、センターへ添付してください。

- (1) 補助事業にかかる支出を証する資料（領収書等）
 - (2) 完成写真（次のいずれか）
 - （国補助金を併用しない場合）
 - ・ 住宅の全景が分かるもの
 - （国補助金を併用する場合）
 - ・ 住宅の全景が分かるもの及び補助対象設備が確認できるもの
 - (3) BELS 評価機関の ZEH 評価書
 - (4) 確約書（国補助金を併用しない場合）
 - (5) 国補助金の交付決定通知書
 - (6) 設置設備等に関する次の書類
 - ・ 高断熱外皮の出荷証明書
 - ・ 太陽光発電システムの保証書
 - ・ 補助事業対象設備の保証書、証明書等
- ※ 国補助金を併用する場合、国補助金の実績報告書の添付書類のうち、上記の書類と同等の書類を提出すること。
- (7) 債権者登録（変更）申請書、補助金振り込み口座通帳の写し（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義等が確認できる部分のみ）

⑩～⑫事業実績の確認及び額の確定

センターは、完了実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知します。

⑬補助金の支払い

センターは、補助額の確定後、補助事業者に補助金を交付します。

1 1 事業の実施後の留意事項**(1) 財産の管理等**

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（交付要綱第 16 条）

(2) 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類（※）を整理し、

かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存してください。

ただし、機械器具の購入に関する書類については、「補助金等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限を定める省令（昭和53年8月5日通商産業省告示第360号）」及び「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）」に基づき、その該当償却期間、整備保管してください。

※ カタログ、仕様書、見積書、注文書の写し、契約書又は注文請書、納品書、請求書、領収書等支払いを証する書類及び会計帳簿等。

（交付要綱第18条）

(3) 事業効果の発信

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、ZEHの県内普及促進のため、補助金対象事業の効果（高熱費の削減状況、快適性等）について、自身のSNSを活用する等、任意の方法により発信してください。

（取扱要領第20条）

(4) アンケート調査等への協力

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や SNS 等による PR の取組の確認のために実施するアンケート調査に協力していただきます。また、知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができます。

（取扱要領第21条）

12 他の補助事業との併用について

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。具体的には、それぞれ以下のとおりとします。

補助制度	併用可否
すまい給付金	○
すまいの復興給付金	○
外構部の木質化対策支援事業	○
ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業	△（「5 補助対象経費等」の国補助併用の申請内容のみ対象とします）
地域型住宅グリーン化事業	×
こどもみらい住宅支援事業	×

13 事業に関する問い合わせ

一般財団法人ふくしま建築住宅センター 本部 事業担当
 〒960-8061 福島県福島市五月町 4-25 福島県建設センター 4階
 電話：024-573-0118 FAX：024-573-0160
 E-mail：fkc-ene@fkc.or.jp
 URL：http://fkc.or.jp/index.php